

公告別記 「総合評価落札方式に関する事項」

本工事における総合評価落札方式の評価方法については、次のとおりです。

(1) 評価値の算出方法

入札参加者の技術資料により、(2)の項目を評価して加算点を計算します。

評価値は次式で計算します。

①入札価格≧基準価格の場合

$$\text{評価値} = \{ (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{標準点} \} \times (\text{予定価格} \div \text{入札価格})$$

②入札価格<基準価格の場合

$$\text{評価値} = \{ (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{標準点} \} \times (\text{予定価格} \div \text{基準価格})$$

※基準価格は愛知県農業水産局及び農林基盤局低入札価格調査実施要領の基準価格によります。

標準点は100点であり、今回の加算点合計は、最大39.5点です。

(2) 評価項目と評価基準

各評価項目について下記の評価基準に基づき加算します。

過去の実績や今回の入札参加者がJVの場合は、末尾に掲げる表のとおり扱います。

ア 企業の技術力に関する事項 (配点 15点)

評価項目	評価基準	加算点
①企業評価対象工事の施工実績（過去10年間：平成28年4月1日から技術資料を提出する前日までに完了） ※1※2※3	3件以上	3点
	2件	2点
	1件	1点
	実績なし	0点
②過去5年間（令和3年度から令和7年度）に完了した愛知県農業水産局及び農林基盤局が発注した同業種工事の工事成績評定点で各年度最上位成績の平均点 ※4※5	84点< 平均点	5点
	83点< 平均点 ≤84点	4点
	82点< 平均点 ≤83点	3点
	81点< 平均点 ≤82点	2点
	80点< 平均点 ≤81点	1点
	上記以外	0点
③優良工事表彰（愛知県農業水産局及び農林基盤局の発注工事）の実績（過去5年間：令和3年4月1日から技術資料を提出する前日まで。）③と④は個別に加算するが、評価対象件数は、③と④を合わせて2件までとする。 ※2※6	2件の実績あり	2点
	1件の実績あり	1点
	実績なし	0点
④優良工事表彰（愛知県（農業水産局及び農林基盤局発注工事を除き、企業庁長を含む）表彰又は国の局長表彰以上）の実績（過去5年間：令和3年4月1日から技術資料を提出する前日まで。）③と④は個別に加	2件の実績あり	1点
	1件の実績あり	0.5点
	実績なし	0点

算するが、評価対象件数は、③と④を合わせて2件までとする。 ※2※7		
⑤中長期的な担い手の確保の有無（過去2年間：令和6年4月1日から技術資料を提出する前日まで。） ※8※9※10	確保の実績あり	1点
	実績なし	0点
⑥国家資格等の取得者の有無（過去5年間：令和3年4月1日から技術資料を提出する前日まで。） ※11※12	取得の実績あり	1点
	実績なし	0点
⑦ICT活用工事の取組実績（過去1年間：令和7年4月1日から技術資料を提出する前日まで） ※13	実績あり	2点
	実績なし	0点
⑧ISO9000シリーズ取得の有無 ※14	取得あり	1点
	取得なし	0点

- ※1 企業評価対象工事とは、元請として完成・引き渡し完了した次に掲げる工事です。
・排水機場下部の取壊し工事
- ※2 本件入札に参加する営業所(営業所には主たる営業所を含む。以下同じ。)の施工実績だけでなく、愛知県内にある他の営業所が行った実績は、県外で行ったものを含めて全て認めます。県外の営業所が行った実績は、今回の入札参加者が当該営業所であった場合にのみ評価します。
- ※3 国、愛知県、他の地方公共団体及び特殊法人等が発注した工事の実績を認めます。特殊法人等については別紙の機関が該当し、土地改良区は該当しません。(以下同じ。)
- ※4 元請としての愛知県農業水産局及び農林基盤局発注工事のうち契約者に通知された、土木工事業に関する工事成績評定点を対象とします。
- ※5 各年度最上位成績の平均点の算出にあたり、実績の無い年度(完了時点の年度)の工事成績は80点として計算します。
- ※6 工事目的物の品質に係る表彰に限りします。また、表彰状等の日付が該当期間内のものを実績として認めます。愛知県農業水産局及び農林基盤局発注工事の表彰のみを対象とします。表彰実績は、表彰状等が授与されたものに限りします。
- ※7 工事目的物の品質に係る表彰に限りします。また、表彰状等の日付が該当期間内のものを実績として認めます。愛知県（農業水産局及び農林基盤局発注工事を除き、企業庁長を含む。）表彰又は国の局長表彰以上の表彰のみを対象とします。表彰実績は、表彰状等が授与されたものに限りします。
- ※8 採用時の年齢が30歳未満の若手技術者を、期限の定めのない雇用契約を締結する労働者(以下「正規社員」という。)として雇用した実績を評価します。なお、該当する正規社員については、同一企業での再雇用は認めません。また落札者決定時点で、雇用が継続していることが必要です。
- ※9 若手技術者の雇用実績は地域精通度地域貢献度の雇用実績においても重複加点できるものとします(同一人物も認める)。
- ※10 技術者の定義は建設業法第7条第二号イで定める学校の建設業法施行規則第1条に定める学科(国交省令で定める学科)又は建設業法施行令第36条第1項第四号、第37条第1項第二号、同条第2項第一号ロ及び同項第二号ロの規定により、技術検定試験の受験資格の認定を受けた学校・学科を卒業した者としてします。なお、建設業法施行規則第1条に定める学科、技術検定試験の受験資格の認定を受けた学科は当該工事と同業種に限定しません。

対象技術検定試験一覧表

建設業法の規定に基づく技術検定試験	技術検定試験関連団体
1 級土木施工管理技術検定試験	(一財) 全国建設研修センター
2 級土木施工管理技術検定試験	
1 級管工事施工管理技術検定試験	
2 級管工事施工管理技術検定試験	
1 級電気通信工事施工管理技術検定試験	
2 級電気通信工事施工管理技術検定試験	
1 級造園施工管理技術検定試験	
2 級造園施工管理技術検定試験	
1 級建設機械施工管理技術検定試験	(一社) 日本建設機械施工協会
2 級建設機械施工管理技術検定試験	
1 級建築施工管理技術検定試験	(一財) 建設業振興基金
2 級建築施工管理技術検定試験	
1 級電気工事施工管理技術検定試験	
2 級電気工事施工管理技術検定試験	

※各団体のホームページに掲載されている指定学科・専修学校等一覧表または受験の手引きにより学校・学科を確認

- ※11 建設業法施行規則第7条の3第2号の表の下欄に掲げる者（実務経験のみによるものを除く。）のうち、指定した資格等を取得した正規社員の実績を評価します。なお、資格等の取得後に実務経験を求めるものについては、実務経験を問わないものとします。

国家資格等一覧（建設業法施行規則第7条の3第2号関係）

農業水産局及び農林基盤局 総合評価対象分

資格区分	証明書等	資格等の種類		
建設業法「技術検定」	合格証明書	1 級建設機械施工管理技士		
		2 級建設機械施工管理技士（第一種～第六種）		
		1 級土木施工管理技士		
		2 級土木施工管理技士	種別	土 木
				薬 液 注 入
		1 級建築施工管理技士		
		2 級建築施工管理技士	種別	建 築
				躯 体
		1 級電気工事施工管理技士		
		2 級電気工事施工管理技士		
		1 級電気通信工事施工管理技士		
		2 級電気通信工事施工管理技士		
		1 級造園施工管理技士		

		2級造園施工管理技士
建築士法「建築士試験」	免許証	一級建築士
		二級建築士
		木造建築士
技術士法「技術士試験」	登録証	建設、総合技術監理（建設）
		建設「鋼構造及びコンクリート」、総合技術監理（建設「鋼構造物及びコンクリート」）
		農業「農業農村工学」、総合技術監理（農業「農業農村工学」）
		電気電子、総合技術監理（電気電子）
		機械、総合技術監理（機械）
		機械「熱・動力エネルギー機器」又は「熱工学」、総合技術監理（機械「熱・動力エネルギー機器」又は「熱工学」）
		機械「流体機器」又は「流体力学」、総合技術監理（機械「流体機器」又は「流体力学」）
		水産「水産土木」、総合技術監理（水産「水産土木」）
電気工事士法「電気工事士試験」	免状	第1種電気工事士
		第2種電気工事士
電気事業法「電気主任技術者国家試験等」	免状	電気主任技術者（第1種～第3種）
電気通信事業法「電気通信主任技術者試験等」	資格者証	電気通信主任技術者
職業能力開発促進法「技能検定」	合格証書	とび、型枠施工、コンクリート圧送施工（いずれも1及び2級）
		ウェルポイント施工（1及び2級）
		鉄工「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」（いずれも1及び2級）
		造園（1及び2級）
その他		地すべり防止工事士
		建築設備士
		計装士
		基礎施工士
		解体工事施工技士

※12 対象が当該工事と同業種である必要はありません。また、入社後に取得したもので、落札者決定時点で雇用が継続している必要があります。

※13 愛知県農業水産局及び農林基盤局が発注した工事のうち、土木工事業に係る取組実績を対象とし、ICT活用工事取組証の完了年月日が当該期間内のものを実績として認めます。

※14 本件入札に参加する営業所がISO9001の認証を取得している必要があります。

イ 配置予定技術者の能力に関する事項（配点8点）

評価項目	評価基準	加算点
①技術者評価対象工事の施工実績（過去10年間：平成28年4月1日から技術資料を提出する前日までに完了） ※1※2※3※4※5※6※12	実績あり	1点
	実績なし	0点
②過去5年間（令和3年度から令和7年度）に完了した愛知県農業水産局及び農林基盤局が発注した同業種工事の工事成績評定点で各年度最上位成績の平均点 ※2※4※6※7※8※9※12	84点< 平均点	5点
	83点< 平均点 ≤84点	4点
	82点< 平均点 ≤83点	3点
	81点< 平均点 ≤82点	2点
	80点< 平均点 ≤81点	1点
	上記以外	0点
③過去5年間（令和3年度から令和7年度）に完了した愛知県（農業水産局及び農林基盤局を除く）が発注した同業種工事の工事成績評定点の最上位成績点（②と③は個別に加算する。ただし、合計点の上限は5点とする） ※2※4※6※9※10※12	84点以上	2.0点
	83点	1.5点
	82点	1.0点
	81点	0.5点
	上記以外	0点
④CPD実績（過去2年間：令和6年4月1日から技術資料を提出する前日まで） ※6※11※12	1年間の推奨単位を任意に定めた2年以内に取得	2点
	1年間の推奨単位の半分を任意に定めた2年以内に取得	1点
	上記以外	0点

※1 技術者評価対象工事とは、元請として完成・引き渡し完了した次に掲げる工事です。国・地方公共団体及び特殊法人等が発注した工事の実績を認めます。

・排水機場下部の取壊し工事

※2 工場製作期間と現場作業期間で配置予定技術者が異なる場合には、現場作業期間に配置する予定の技術者に係る実績を認めます。

※3 企業が今回施工実績として報告する工事实績と同じである必要はありません。

※4-1 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐や現場代理人としての実績を認めます。なお、工事の途中で交代している場合は、完了時における者とし、従事期間は工期の半分以上従事している者の実績を認めます。

ただし、工場製作のある場合の従事期間は、現場作業期間の半分以上かつ完了時に従事している者

の実績を認めます。

※4-2 監理技術者補佐としての実績は、専任で従事した工事の施工実績に限るものとします。

※5 現在の企業以外で担当した実績も認めます。

※6 ①、②、③、④の実績は同一人のものであること。なお、入札参加申し込みの時点で配置予定技術者を特定することができない場合は、候補とする配置技術者のうち、加算点の合計が最も低い候補者の点数を使用します。また、加算点が過大となった場合の減点は、①から④の合計に対して適用します。

※7 元請としての愛知県農業水産局及び農林基盤局発注工事のうち契約者に通知された、土木工事業に関する工事成績評定点を対象とします。

※8 各年度最上位成績の平均点の算出にあたり、実績のある年度(完了時点の年度)のみで計算してください。

※9 期間内に、転職等により現在の企業以外で担当した工事がある場合は、必ず、その工事の工事成績も含めて計算してください。

※10 元請としての愛知県（農業水産局及び農林基盤局を除く）が発注した同業種工事のうち契約者に通知された、土木工事業に関する工事成績評定点を対象とします。

※11 建設系CPD協議会加盟団体が発行する証明書で確認します。

証明書のCPD単位取得期間は任意に定めた2年間(24ヶ月間)とし、令和6年4月1日から技術資料を提出する前日までの範囲内のものとします。

証明書は建設系CPD協議会加盟団体のうちから1団体のみ認めます。証明書発行団体以外の団体の取得単位はCPD単位の相互承認を受け、証明書発行団体の証明に含めてください。

なお、加盟団体の内容及び推奨単位については、建設系CPD協議会のweb等で確認してください。

※12 契約締結後、病休、死亡、退職等の理由により主任(監理)技術者を変更できると認められた場合は、交代前後における主任(監理)技術者の技術力が同等以上に確保される者を配置するよう努めてください。

ウ 地域精通度地域貢献度に関する事項（配点16.5点）

評価項目	評価基準		加算点
①地域内における営業所の所在の有無 ※1※2	愛西市内にあり		2点
	尾張農林水産事務所一宮支所管内にあり		1点
	上記以外		0点
②地域内での公共工事施工実績の有無（過去5年間：令和3年4月1日から技術資料を提出する前日までに完了） ※3※4	愛西市内で実績あり		1点
	愛西市内で実績なし		0点
③防疫・防災等に関する協定等締結及び活動実績（過去5年間：令和3年4月1日から技術資料を提出する前日まで）の有無 ※2※5※6 （協定等締結と実績は、個別に加算す	愛知県と家畜伝染病に係る防疫に関する協定の締結状況の有無	協定を締結中	2点
		該当しない	0点
	愛知県と家畜伝染病に係る防疫協定による活動実績の	協定に基づく埋却作業等実績あり	3点
		埋却作業等活動実績（応援） 協定及び運用協定を締結している事務所の管内で応援実績あり	1.5点

る。家畜伝染病に係る防疫に関する協定と防災等に関する協定等は、個別に加算する。ただし、上限は7点とする。)	有無	あり	他の事務所管内への応援実績あり		2点
		実績なし			0点
	防災等に関する協定等の締結状況の有無	愛知県内又は尾張農林水産事務所一宮支所管内又は愛西市の土地改良施設・農地海岸施設・治山施設・林道について協定等締結中			2点
		尾張農林水産事務所一宮支所管内又は愛西市の公共土木施設について協定等締結中			1点
		上記以外			0点
	防災協定等による活動実績の有無	土地改良施設・農地海岸施設・治山施設・林道の活動実績の有無	実績あり	1点	
			実績なし	0点	
公共土木施設の活動実績の有無		実績あり	1点		
		実績なし	0点		
④ボランティア活動の実績の有無 ・土地改良施設等への協力 ・企業の森づくり協定 ・海上の森との企業連携プロジェクト ・山地防災ヘルパー ※2※7※8	愛西市内で実績あり				2点
	尾張農林水産事務所一宮支所管内で実績あり				1点
	上記以外				0点
⑤ボランティア活動の実績の有無 ・④以外 (④と⑤は個別に加算する。ただし、合計点の上限は2点とする) ※2※7※9	愛西市内で実績あり				1点
	尾張農林水産事務所一宮支所管内で実績あり				0.5点
	上記以外				0点
⑥雇用実績の有無 ※10	雇用実績あり				1点
	上記に該当しない				0点
⑦女性の活躍促進への取組の有無 ※11	女性の活躍促進宣言の実施有り				0.5点
	上記以外				0点
⑧完全週休2日または週単位の週休2日の取組実績の有無（過去1年間:令和7年4月1日から技術資料を提出する前日まで）（⑧と⑨と⑩の加算点の合計の上限は2点とする） ※12	1件以上の実績あり				2点
	実績なし				0点

⑨週休2日の取組実績の有無(過去1年間:令和7年4月1日から技術資料を提出する前日まで)(⑧と⑨と⑩の加算点の合計の上限は2点とする) ※13	2件以上の実績あり	2点
	1件の実績あり	1点
	実績なし	0点
⑩愛知県休み方改革マイスター企業認定取得の有無 ※14	取得あり	0.5点
	取得なし	0点
⑪ISO14000シリーズ取得の有無 ※15	取得あり	1点
	取得なし	0点

※1 建設業法に規定する土木工事業の営業登録をしている営業所に限ります。

※2 尾張農林水産事務所一宮支所管内の市町は、一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、丹羽郡大口町及び丹羽郡扶桑町です。

※3 元請けとして完成・引き渡しが完了した、建設業法上の分類による土木工事業の工事の実績を認めます。

※4 国、愛知県、他の地方公共団体及び特殊法人等が発注した工事の実績を認めます。

※5-1 防疫に関する協定は、技術資料提出時点において締結中であるものを認めます。

※5-2 防疫に関する協定は、下記の項目をすべて満足しているものについて認めます。

①愛知県と協定を締結している団体に加入していることが必要です。

②当該団体は、発生時の応援等に係わる連絡体制が確立していることが必要です。

③当該団体から「その協定に係る企業である旨」の証明が必要となります。

④愛知県が開催する防疫研修等へ過去3年間(令和5年4月1日から当該工事の技術資料を提出する日の前日まで)に参加したものに限ります。

また、社員が当該団体の役員として参加した場合でも、当該社員が所属する企業での参加として認めます。

※5-3 防疫に関する活動実績は、防疫協定による過去5年間(令和3年4月1日から技術資料を提出する日の前日まで)の実績を認めます。

※5-4 防疫に関する活動実績の埋却作業等実績は、協定に基づき愛知県と契約等を行い元請けとして作業を行った実績を認めます。ただし、オペレーター等の労務提供、消毒作業及び埋却候補地試掘作業等の場合は、元請けの場合でも応援の実績とします。

※5-5 防疫に関する活動実績の埋却作業等実績(応援)については、下請け等やオペレーター等の労務提供及び消毒ポイント等の設置場所の提供等として応援・協力した実績を認めます。

※6-1 防災等に関する協定等は、技術資料提出時点において締結中であるものを認めます。

※6-2 協定等には次のものを含みます。協定、契約、覚書、登録制度、実施要領、依頼

※6-3 防災等に関する協定等は、愛知県又は尾張農林水産事務所一宮支所管内又は愛西市の土地改良施設・農地海岸施設・治山施設・林道(以下「土地改良施設等」という。愛知県との間で締結した協定等については愛知県内の土地改良施設等を対象とする。)、尾張農林水産事務所一宮支所管内又は愛西市の公共土木施設を対象とします。なお、各施設の内容は下記のとおりとします。

- ・土地改良施設とは、土地改良法第二条第2項第一号に規定する農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設で国、地方公共団体、土地改良区(土地改良区連合を含む)が管理している施設をいいます。
- ・農地海岸施設とは、海岸法第三条第1項に基づく海岸保全区域にあって農林水産省農村振興局が所管し、同法第二十四条第1項に基づく海岸保全区域台帳に登録された国、地方公共団体が管理している施設をいう。
- ・治山施設とは、森林法第四十一条第3項に基づく保安施設事業で設置した施設及び当該事業に準

じて設置した施設をいいます。

- ・林道とは、昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知により制定された「林道規程」の第7条に基づく林道台帳に登載されたものをいいます。
- ・公共土木施設とは、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の対象となる河川、海岸(農地海岸施設を除く)、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園の施設をいいます。

※6-4 防災等に関する協定等は、緊急維持修繕や雪氷対策などのように、通常の契約であっても休日・夜間を問わない作業が行われるものを含みます。

※6-5 加入している団体が協定を締結している場合は、当該団体からの「その協定に係る企業である旨」の証明がなされていれば認めます。

※6-6 土地改良施設等と公共土木施設の協定による加点は、合計せずにどちらか一方のみとします。

※6-7 防災等に関する協定等の締結状況及び活動実績は、上記施設の愛知県内の管理者(独立行政法人水資源機構は除く)との間で結んだものを認めます。

※6-8 防災等に関する活動実績は、「防災等に関する協定等の締結状況の有無」で加点された協定等に基づく施設に関する過去5年間(令和3年4月1日から技術資料を提出する日の前日まで)の実績を認めます。

※6-9 防災等に関する活動実績は、技術資料提出時点で締結中の協定等と同等の過去の協定等に基づく活動実績についても認めるものとし、過去に協定等に基づく実績があっても技術資料提出時点で有効な協定等がない場合は評価の対象となりません。

ただし、雪氷対策等の期間限定となる場合には、技術資料提出時点で協定締結中でなくても実績を認めます。

※6-10 防災等に関する活動実績は、当該活動を緊急的に実施しないと、公共に影響を及ぼす活動を評価の対象とします。

※7-1 評価するボランティア活動は「労働奉仕」とし、以下の条件を満たすものについて認めます。

- ① 社会貢献であること
- ② 無償の企業活動(従業員が社命により行った活動)
- ③ 工事施工に際しての地域サービスではないこと

※7-2 ボランティア活動は、国、愛知県及び愛知県内市町村のいずれかからの感謝状等を授与された企業活動を認めます。また、国、愛知県及び愛知県内市町村で構成する団体(協議会等)からの感謝状等も含みます。

なお、評価対象期間については、過去1年間(令和7年4月1日から技術資料を提出する日の前日まで)とし、感謝状等の日付が期間内の実績を認めます。

※8-1 ボランティア活動における土地改良施設等とは※6-3に定める土地改良施設等に、これらの施設に付帯する環境施設等を含むものとします。

※8-2 愛知県と企業の森づくりに関する協定又は「海上の森」との企業連携プロジェクトの覚書を締結し、過去1年間(令和7年4月1日から技術資料を提出する日の前日まで)に活動実績があり活動報告書が提出されているものを認めます。

※8-3 「山地防災ヘルパー」に認定され、過去1年間(令和7年4月1日から技術資料を提出する日の前日まで)に活動実績があり活動報告書が提出されているものを認めます。

ただし、社員の個人的な活動ではなく、会社又は営業所として取り組んでいる活動とします。

※9 愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録活動は、4月から12月に公告する工事については前年の1月1日から前年の12月31日までのもの、1月から3月に公告する工事については前々年の1月1日から前々年の12月31日までのもので、活動報告書が提出されているものを認めます。

※10 過去2年間(令和6年4月1日から技術資料を提出する日の前日まで)に、採用時の年齢が30歳未満

の人材を正規社員として新たに雇用した実績を認めます。(日付については、労働条件通知書の日付で判断します。)ただし、同一企業での再雇用は認めません。また、落札者決定時点で、その正規社員の雇用が継続していることが必要です。

※11 会社として「女性の活躍促進宣言」を実施し、受理書の確認ができるものを認めます。

※12 愛知県農業水産局及び農林基盤局が発注した工事のうち、土木工事業に係る取組実績を対象とし週休2日工事取組証の完了年月日が当該期間内のものを実績として認めます。

※13 愛知県農業水産局及び農林基盤局が発注した工事のうち、土木工事業に係る取組実績を対象とし、週休2日工事取組証の完了年月日が当該期間内のものを実績として認めます。週休2日は「週休2日の質の向上」及び「月単位の週休2日」を評価します。

※14 「愛知県休み方改革マイスター企業認定(ブロンズ、シルバー、ゴールド認定)」を取得し、認定証の写しが提出されているものを評価します。ただし、技術資料提出時点で認定証が有効期間内であるものを認めます。

※15 入札に参加する営業所がISO14001の認証を取得している必要があります。

(3) 加算点申告表について

技術資料提出期間を過ぎた後の修正は認めません。

(4) 事後審査に必要な書類について

事後審査に必要な書類については、資料の追加・修正を求めることがあります。

なお、資料の追加・修正は事後審査に係る資料であり「加算点申告表」は変更できません。

(5) 評価項目の審査

加算点は、技術資料及び事後審査に係る書類に基づき、(2)の評価基準により審査して算出します。

なお、加算点申告表と技術資料の内容を事後審査した結果、申告点が過大となる評価項目があった場合には、加算点を修正のうえ、次式により減点を行います。ただし、申告点が過小な場合は加算点の見直しは行いません。

減点＝申告点－審査した加算点

評価点＝審査した加算点の合計－減点の合計

(6) 技術評価点の値に疑問のあるものは、その理由の説明を求められます。説明を求めるときは、落札決定通知を受信した日の翌日から起算して5日(土・日・休日を除く)以内に、その旨を記した書面を郵送又は持参により提出しなければなりません。

理由は、説明を求められた日から5日以内に、書面で回答します。

【提出先】

愛知県尾張農林水産事務所総務課 経理・契約グループ

住 所 名古屋市中区三の丸二丁目6-1

電 話 052-961-0442

(土・日・休日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除きます。))

【別紙3】

「特殊法人等」に該当する公共工事発注機関

本公告における「特殊法人等」とは、下記に掲げるものに限りです。

1 国、県と同等の発注機関として認める「特殊法人等」

- (1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条に規定されている「特殊法人等」

＊注意事項

- ・特殊法人等の改革により、国関連の法人の名称、組織等が変更しているので注意すること。
- ・旅客鉄道株式会社各社は、同法施行令第1条に規定がないため該当しません。

- (2) 組織に県が加わっている特別地方公共団体(一部事務組合)

- (例)・名古屋港管理組合(愛知県、名古屋市)
・愛知県競馬組合(愛知県、名古屋市、豊明市)

- (3) 地方公社等

- ① 地方道路公社法に基づき地方公共団体が設立した「道路公社」
(例) 愛知県道路公社(「愛知道路コンセッション株式会社」との間に建設マネジメント契約を締結したコンストラクションマネージャーを含む)、名古屋高速道路公社
- ② 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき地方公共団体が設立した「土地開発公社」
- ③ 地方住宅供給公社法に基づき地方公共団体が設立した「住宅供給公社」

- (4) 認可(指定)法人等

公共(益)施設を設置又は整備する機関として個別の法律により国の認可、指定等を受けた愛知県が出資している法人とする。

- (例)・日本下水道事業団(日本下水道事業団法)
・中部国際空港株式会社(中部国際空港の設置及び管理に関する法律)

今回入札	入札参加資格		総合評価項目											
過去実績	企業施工実績	配置予定技術者施工経験	2年平均工事成績	企業施工実績	企業工事成績	優良工事	中長期的な担い手の確保・国家資格等の取得者・ISO9001	ICT活用工事	配置予定技術者の施工実績・工事成績・CPD・資格保有	営業所・災害協定等・ボランティア・ISO14001	県内公共工事実績（土木）	地域内企業施工実績（建築）	雇用実績・女性の活躍促進・愛知県マイスター企業認定	完全週休2日工事・週単位での週休2日工事・週休2日工事
単体	該当工事全部を認める	該当工事全部を認める	該当業種工事全部を対象とする	該当業種工事全部を対象とする	該当業種工事全部を対象とする	県内の営業所実績を認める	制限なし	制限なし	元請工事の監理技術者等や現場代理人として認める	制限なし	該当業種工事全部を認める	県内の営業所実績を認める	制限なし	制限なし
	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして対象とする	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして対象とする	対象としない	対象としない	対象としない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	元請工事の監理技術者等や現場代理人として認める	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない
	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして対象とする	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして対象とする	対象としない	対象としない	対象としない	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして認める	元請工事の監理技術者等や現場代理人として認める	実績として認めない	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして認める	実績として認めない	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして認める
単体	該当工事全部を認める	該当工事全部を認める	該当業種工事全部を対象とする	該当業種工事全部を対象とする	該当業種工事全部を対象とする	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	元請工事の監理技術者等や現場代理人として認める	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない
	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして対象とする	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして対象とする	対象としない	対象としない	対象としない	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして認める	元請工事の監理技術者等や現場代理人として認める	実績として認めない	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして認める	実績として認めない	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして認める
	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして対象とする	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして対象とする	対象としない	対象としない	対象としない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	元請工事の監理技術者等や現場代理人として認める	実績として認めない	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして認める	実績として認めない	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして認める
単体	該当工事全部を認める	該当工事全部を認める	該当業種工事全部を対象とする	該当業種工事全部を対象とする	該当業種工事全部を対象とする	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	元請工事の監理技術者等や現場代理人として認める	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない
	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして対象とする	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして対象とする	対象としない	対象としない	対象としない	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして認める	元請工事の監理技術者等や現場代理人として認める	実績として認めない	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして認める	実績として認めない	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして認める
	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして対象とする	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして対象とする	対象としない	対象としない	対象としない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	元請工事の監理技術者等や現場代理人として認める	実績として認めない	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして認める	実績として認めない	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして認める
単体	該当工事全部を認める	該当工事全部を認める	該当業種工事全部を対象とする	該当業種工事全部を対象とする	該当業種工事全部を対象とする	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	元請工事の監理技術者等や現場代理人として認める	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない
	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして対象とする	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして対象とする	対象としない	対象としない	対象としない	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして認める	元請工事の監理技術者等や現場代理人として認める	実績として認めない	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして認める	実績として認めない	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして認める
	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして対象とする	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして対象とする	対象としない	対象としない	対象としない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	元請工事の監理技術者等や現場代理人として認める	実績として認めない	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして認める	実績として認めない	出資比率20%以上のもののみ単体と同等の扱いとして認める

注1）本件工事に、単体で入札参加する場合は「今回入札」欄で「単体」の範囲を、経常共同企業体で入札する場合は「経常JV」の範囲を選びます。「入札参加資格」や「総合評価項目」の列と、過去の実績が単体としてのものであれば「単体」の行、特定JVでの実績なら「特定JV」の行がクロスする部分に、実績等の取扱いが記載されています。

注2）経常JVは、全ての構成員が同じもののみ同一の企業体として扱いますので、入札参加資格でも過去の施工実績は同一と見なせる企業体での実績が原則です。ただし、そうした工事実績がない場合には、過去の特定及び経常JVでの実績を単体実績扱いとして入札参加資格を審査します。